



日本年金機構
Japan Pension Service

Press Release

令和2年11月30日

(照会先)

リスク統括部

リスク統括部長 川田 高寛

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

広報室長 山田 勝

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和2年10月分)について

令和2年10月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和２年１０月分）について

別添

I 概 要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状 況

事務処理誤りについては１～７、システム事故等については８のとおりです。

1 令和２年１０月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和２年度に発生した事務処理誤りが４７件、令和元年度が３０件、平成３０年度が１１件、平成２９年度が４件、平成２８年度が４件、平成２７年度以前が４５件、合計１４１件（市区町村において発生した１２件、委託業者等が発生させた１８件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な１２０件について、一覧で事象をお示ししています。

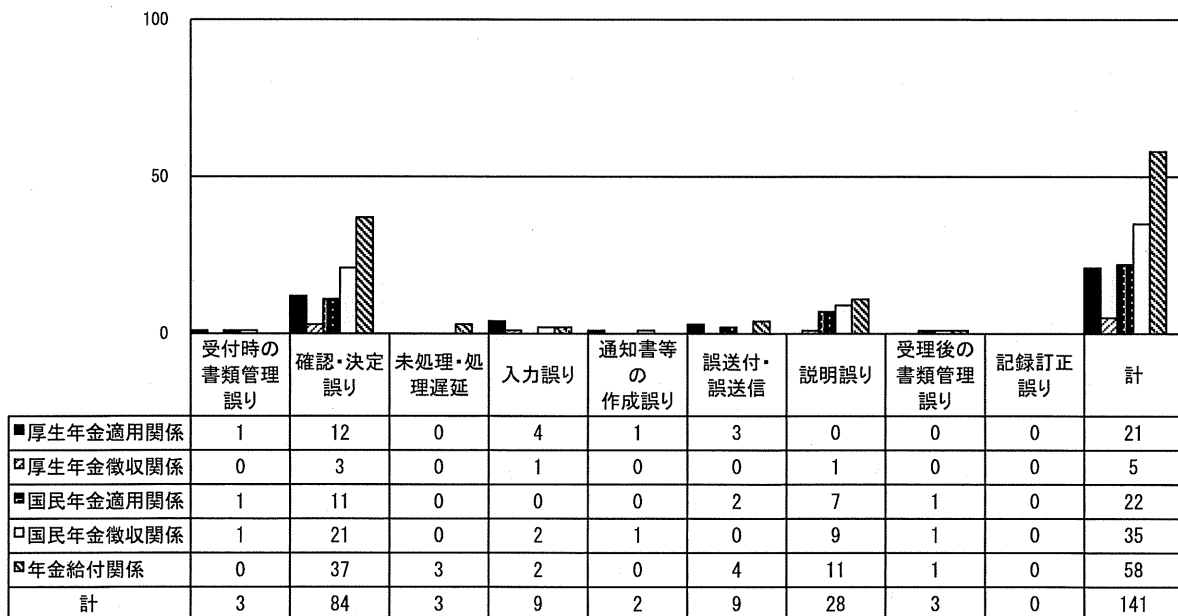
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	合計
件数	33(2)	0	1	0	1	2	3(1)	1	4(1)	4(1)	4(1)	11(4)	30(7)	141(30)
割合	23.4%	0.0%	0.7%	0.0%	0.7%	1.4%	2.1%	0.7%	2.9%	2.9%	2.9%	7.8%	21.2%	100.0%

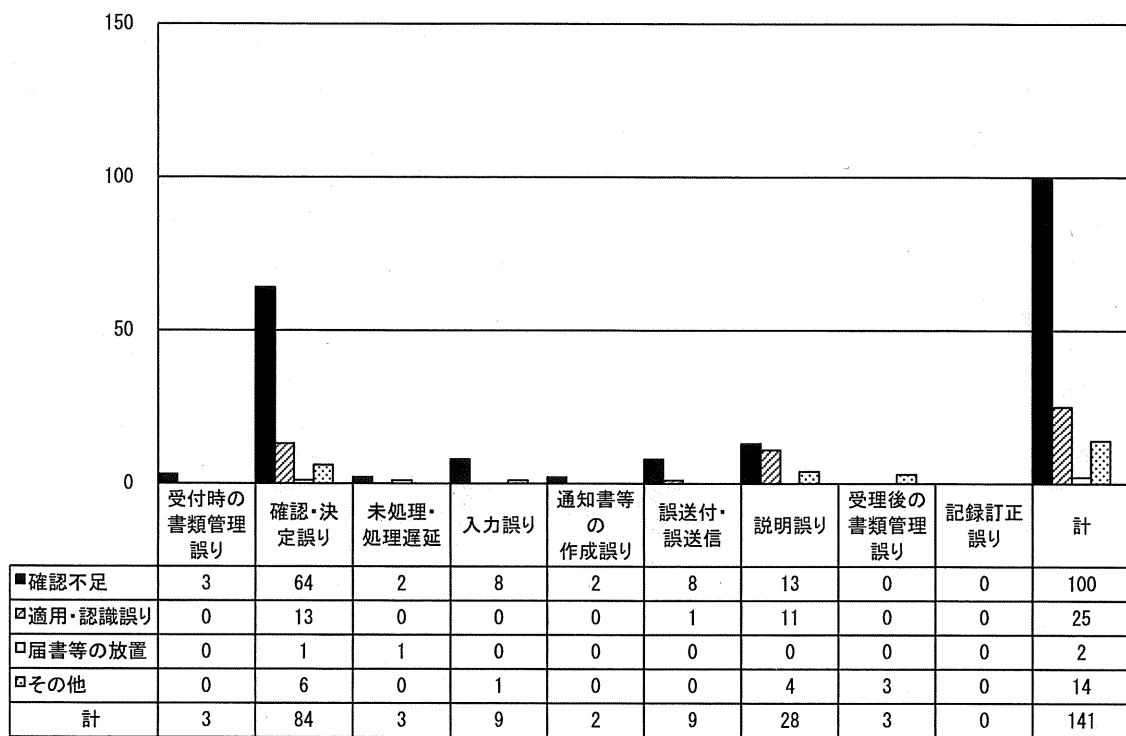
社会保険庁
時代に発生

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

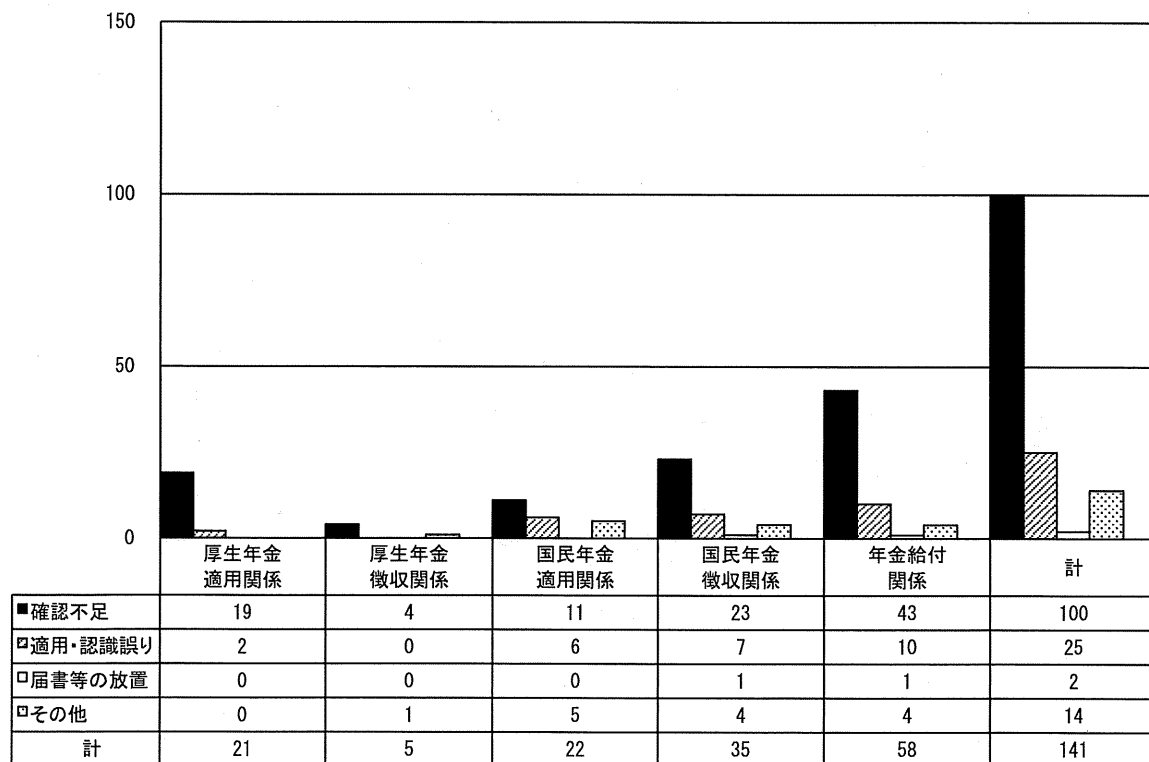
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



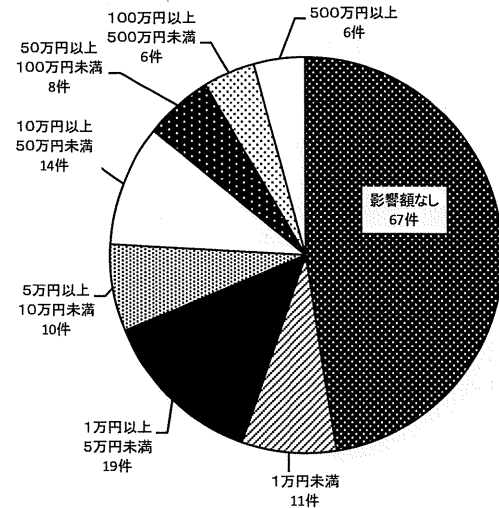
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

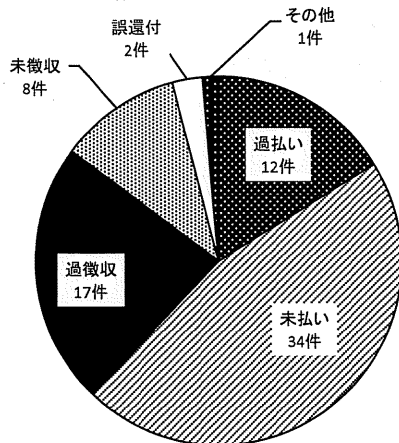


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		16	3	19	14	15	67
1万円未満		0	1	0	5	5	11
1万円以上 5万円未満		0	0	3	9	7	19
5万円以上 10万円未満		3	0	0	2	5	10
10万円以上 50万円未満		0	0	0	4	10	14
50万円以上 100万円未満		0	0	0	1	7	8
100万円以上 500万円未満		1	1	0	0	4	6
500万円以上		1	0	0	0	5	6
計		21	5	22	35	58	141

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	12件	3,203,164	266,930
未払い	34件	44,727,735	1,315,521
過徴収	17件	9,517,892	559,876
未徴収	8件	133,900	16,737
誤還付	2件	33,910	16,955
その他	1件	19,399	19,399
計	74件	57,636,000	778,864

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

未払いと誤還付	1件	19,399円
---------	----	---------

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	78件	55.3%
外部	63件	44.7%
計	141件	100.0%

8 システム事故等

発生日月	件名	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
2020年8月3日	国民年金保険料継続免除審査誤り	1名	なし	0円

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和2年11月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	10件	459万円	105,492件	607.3億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	3件	859万円	4,893件	12.7億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	8件	543万円	1,635件	13.4億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	3件	191万円	332件	6,361万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	1件	36万円	113件	1,290万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	0件	0円	11件	4,636万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	11件	77万円	560件	9,743万円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	249件	4,028万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	0件	0円	27件	2,953万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	6件	13万円	1,608件	1.2億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	1件	460万円	26件	1,605万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	1件	88万円	18件	1,453万円
21	遡及決定時の届書徴収漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	4件	285万円	2,138件	22.4億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	1件	55万円	76件	509万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	2件	595万円	26件	5,654万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	0件	0円	13件	401万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	4件	279万円	47件	3,355万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	2件	1,047万円	237件	12.7億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	48件	567万円	24,007件	17.6億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	2件	823万円	617件	7.3億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	8件	4,370万円	479件	25.7億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	782件	2,256万円	80,283件	15.5億円
		過払い	1,117件	215万円	1,117件	215万円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	743件	1.3億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	4件	124万円	110件	1.5億円
		過払い	0件	0円	121件	136万円
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	過払い	0件	0円	3件	64万円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

※項番38は、「事務処理誤り等の年次公表」における点検・分析を通じて公表した事象です。

○日本年金機構の令和2年10月分の事務処理誤り一覧(1～17ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号 1～18
2. 厚生年金徴収関係	4P	整理番号 19～21
3. 国民年金適用関係	5P	整理番号 22～40
4. 国民年金徴収関係	7P	整理番号 41～72
5. 年金給付関係	11P	整理番号 73～120

○システム事故等一覧(18ページ)

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(19～21ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2020年 4月16日	2020年 6月4日	○お客様から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
2		入力誤り	兵庫	事務センター	2018年 4月4日	2020年 10月7日	○お客様から問合せがあり、資格取得届の確認不足により、住所を誤って入力したため、お客様に発送した文書が届かず郵便局から返却されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
3		通知書等の作成誤り	京都	事務センター	2020年 9月19日	2020年 9月23日	○事業所から問合せがあり、通知書作成の際に事業所整理記号の確認を誤ったため、他の事業所の通知として通知書を作成・送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤った通知書は回収し、訂正の上正しい事業所に通知しました。 ●担当部署において、通知書等作成の際の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
4	賞与支払届の誤り	受付時の書類管理誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2020年 7月31日	2020年 9月17日	○事業所から問合せがあり、委託業者における書類の管理不足から賞与支払届の受付登録及び処理が行われておらず、決定通知書等が送付されていないことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。受付登録及び処理を行い、決定通知書等を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、書類の管理を適切に行うとともに経過管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう指導しました。	18事業所	なし	0
5		確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2020年 9月9日	2020年 9月25日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届における賞与支払額の確認不足により、誤った標準賞与額を決定・通知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、賞与支払届における賞与支払額の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
6			京都	事務センター	2020年 7月15日	2020年 9月11日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届総括表の受付処理時に確認を誤り、受付処理を行わなかったため、既に賞与支払届総括表を提出している事業所に不要な提出催告状を送付していることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、受付処理時の確認を徹底するよう周知しました。	17事業所	なし	0
7	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	東京	八王子	2020年 9月7日	2020年 9月23日	○担当部署で確認したところ、新規適用届の処理における確認不足により、誤った事業所整理記号により処理したため、誤った事業所整理記号が記載された保険証が発行されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤った保険証は回収し、訂正処理を行い正しい保険証を発行しました。 ●担当部署において、新規適用届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
8			沖縄	名護	2020年 3月6日	2020年 4月21日	○事業所から問合せがあり、新規適用届の処理における健康保険の管掌区分の確認不足により、誤って全国健康保険協会の管掌として処理したため、保険証が誤って発行されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤って発行された保険証は回収し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、新規適用届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
9	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	事務センター	2020年 8月28日	2020年 9月4日	○事業所から問合せがあり、事業所名称・所在地変更届の処理における確認不足により、事業所名称を誤って処理したため、誤った事業所名称が記載された保険証が発行されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤った保険証は回収し、訂正処理を行い正しい保険証を発行しました。 ●担当部署において、事業所名称・所在地変更届の処理時の事業所名称の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
10	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	香川県	善通寺	2019年 12月5日	2020年 8月17日	○担当部署で確認したところ、二以上事業所勤務者の月額変更届の処理における確認不足により、標準報酬月額の設定を誤ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者の月額変更届の処理における確認を徹底するよう周知しました。	5事業所	過徴収	63,736
11		確認・決定誤り	北海道	事務センター	2020年 8月14日	2020年 10月20日	○担当部署で確認したところ、処理手順の確認不足により、二以上事業所勤務者の資格喪失届を処理する際に、誤って被保険者期間が継続するものとして入力したため、年金の調整が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、二以上勤務被保険者にかかる事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	95,587
12		入力誤り	愛知県	昭和	2018年 11月21日	2020年 9月14日	○担当部署で確認したところ、二以上事業所勤務者の資格取得届の入力における確認不足により、二以上事業所勤務者として必要な処理を行わなかったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者の資格取得届の処理における確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	6,367,151
13		確認・決定誤り	埼玉県	川越	2020年 5月7日	2020年 6月11日	○担当部署で確認したところ、資格取得届の確認不足により、75歳以上にもかかわらず、誤って健康保険の被保険者資格を決定し、保険証を発行していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。健康保険の被保険者資格は取消し、保険証は返納いただきました。 ●担当部署において、資格取得届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
14		入力誤り	神奈川県	事務センター	2020年 7月28日	2020年 10月20日	○お客様から問合せがあり、70歳以上被用者算定基礎届の報酬月額の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、年金の調整が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、70歳以上被用者算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	57,953

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
15	70歳以上被用者関係届書の誤り	入力誤り	京都	事務センター	2019年 8月16日	2020年 8月19日	○担当部署で確認したところ、70歳以上被用者算定基礎届の報酬月額の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、年金の調整が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、70歳以上被用者算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,228,421
16	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	宮城	仙台広域事務センター	2020年 9月14日	2020年 9月17日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の通知書が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
17			福岡	大牟田	2020年 8月20日	2020年 8月21日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の文書が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した文書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
18			東京	足立	2020年 9月25日	2020年 9月29日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他のお客様宛の文書を混在して送付していることが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した文書を回収し、正しいお客様に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
19	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	石川	小松	2020年 9月23日	2020年 10月16日	○担当部署で確認したところ、被保険者資格の確認不足により、保険料を誤って決定したため、誤った保険料が記載された納入告知書を送付していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し訂正しました。 ●担当部署において、保険料の決定における被保険者資格の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
20			福島	会津若松	2002年 12月2日	2020年 9月24日	○お客様から問合せがあり、差押状況の確認が不足し、滞納処分が終了しているにもかかわらず差押を解除していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、差押を解除しました。 ●担当部署において、滞納処分における差押状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
21		説明誤り	東京	北	2019年 3月頃	2020年 2月14日	○事業所から問合せがあり、保険料の調査・決定内容の確認が不足し、納付が必要である保険料について納付が不要と説明していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、保険料の調査・決定内容の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
22	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	大阪	難波	2017年 1月20日	2020年 3月31日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、国民年金資格取得届を受理する際の年金記録の確認が不足し、誤った資格取得日で受付をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対して、年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
23			千葉	市川	2017年 11月6日	2020年 9月18日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得届を処理する際の住所の確認を誤り、誤った住所を登録していたため、別宅へねんきん定期便を送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
24		説明誤り	埼玉	浦和	2004年 8月24日	2020年 6月10日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得届を受理する際の年金記録の確認が不足し、誤った資格取得日を案内していたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を徴収しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	13,300
25	国民年金資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	広島	福山	2006年 1月頃	2019年 6月7日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、国民年金喪失要件の確認が不足し、資格喪失要件に該当しないにもかかわらず、資格喪失届を受理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、国民年金資格喪失要件の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
26	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	立川	2013年 5月22日	2019年 8月30日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金強制加入期間に該当する期間を任意加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
27			香川	善通寺	2013年 9月1日	2020年 2月13日		1名	なし	0
28			東京	大田	1963年 4月10日	2019年 12月13日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
29			大阪	八尾	1986年 4月1日	2020年 10月20日		1名	なし	0
30		説明誤り	長崎	佐世保	2005年 7月1日	2020年 9月15日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
31			宮城	仙台広域事務センター	2013年 8月頃	2020年 6月11日		1名	なし	0
32			大阪	豊中	2017年 6月27日	2019年 12月26日	○市区町村から連絡があり、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
33			宮城	仙台広域事務センター	2018年 9月12日	2019年 3月20日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
34	国民年金任意加入申出書の誤り	説明誤り	静岡	浜松東	2020年 5月14日	2020年 6月25日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金記録の確認不足により、必要な高齢任意加入の案内を漏らしていたため、受給権が発生しないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、高齢任意加入の手続きをしました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未徴収	33,800
35	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	岐阜	多治見	1997年 7月22日	2020年 9月25日	○担当部署で確認したところ、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、別人の配偶者記録を登録していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
36	国民年金第3号(特例)届の誤り	確認・決定誤り	愛知	岡崎	2016年 3月16日	2017年 8月12日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金第3号特例届を受理すべきところ、国民年金第3号被保険者該当届を受理し、処理していたため、保険料の誤還付及び年金の未払いが発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書受理時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	19,399
37	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	大阪	大阪広域 事務センター	2020年 9月1日	2020年 9月16日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、国民年金第3号被保険者特例措置該当通知書を発送する際に、他のお客様の国民年金第3号被保険者特例措置該当通知書が混在していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	3名	なし	0
38	国民年金適用関係届書等の交付誤り	誤送付・誤送信	東京	武蔵野	2020年 1月23日	2020年 1月24日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、他のお客様の国民年金第3号被保険者特例措置該当通知書を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って交付した国民年金第3号被保険者特例措置該当通知書を回収しました。 ●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
39	国民年金適用関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	東京	東京広域 事務センター	2020年 6月30日	2020年 9月25日	○お客様から問合せがあり、委託業者において国民年金資格取得届の受付処理を行う際の確認が不足し、書類の受付登録を行わなかったために進捗管理ができず、処理が遅れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●委託業者に対し書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう指導しました。	6名	なし	0
40		受理後の書類管理誤り	神奈川	事務センター	2020年 7月31日	2020年 9月11日	○担当部署で確認したところ、書類の管理不足により、年金記録照会申出書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度申請書を提出していただきました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
41	国民年金付加保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	青森	八戸	2012年 12月3日	2020年 9月28日	○担当部署で確認したところ、国民年金基金加入の有無の確認不足により、国民年金基金加入者であるため、本来付加保険料の納付の資格がないにもかかわらず、国民年金付加保険料納付申出書の処理を行ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金付加保険料納付申出書を処理する際の国民年金基金加入の確認を徹底するよう指導しました。	1名	過徴収	37,200
42		説明誤り	北海道	札幌東	2019年 11月20日	2020年 2月3日	○お客様から問合せがあり、資格取得届受付時に付加保険料の納付希望の意思確認が不足し、国民年金付加保険料納付の手続きの案内が漏れたため、付加保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の付加保険料を領収しました。 ●担当部署において、資格取得届受付時における付加保険料の納付の意思確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	1,200
43			本部	相談・サービス推進部	2020年 6月16日	2020年 7月27日	○お客様から問合せがあり、委託業者において国民年金付加保険料の手続きを案内する際に、当月中の手続きを案内すべきところ、申請書が届いてから手続きするようにと誤った説明をしたため、お客様が希望する月からの付加保険料納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の付加保険料を領収しました。 ●委託業者に対し、国民年金付加保険料の手続きについて確認を徹底し必要な案内をするよう指導しました。	1名	未徴収	400
44	国民年金保険料追納申出書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2020年 6月30日	2020年 9月8日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料追納申出書を処理する際の納付期限の確認が不足し、納付期限内に追納納付書を作成していなかったため、追納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、追納申出書処理時の納付期限の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
45	国民年金後納保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌東	2016年 12月5日	2020年 10月9日	○担当部署で確認したところ、受給期間の確認不足により、誤った対象期間で後納保険料を案内したため、受給権が発生せず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,540
46	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2020年 7月21日	2020年 9月10日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の所得の確認不足により、誤った免除区分で処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
47			宮城	仙台広域事務センター	2020年 2月21日	2020年 9月30日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を処理する際、確認が不足し、申請書に不備があり、お客様へ返戻すべきところ、誤って処理不要と判断したため、処理がされず、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	36,900

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
48	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2020年7月29日	2020年8月19日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の免除区分の確認不足により、お客様の希望しない免除区分で処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
49			三重	四日市	2013年3月12日	2020年6月12日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付後、お客様から免除申請を取り下げ、納付したいと申し出があったにもかかわらず、その後の処理を漏らしたため、お客様の希望しない免除が承認されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、免除制度の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
50		説明誤り	鹿児島	川内	2019年10月頃	2019年11月22日	○お客様から問合せがあり、市区町村において国民年金保険料免除・納付猶予申請書の受付時に、お客様が免除申請を希望していたにもかかわらず、免除申請書の受付を漏らし、お客様の希望する期間の免除申請ができなかったため保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●市区町村に対し、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	過徴収	16,410
51			大阪	貝塚	2020年3月9日	2020年4月30日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を案内する際、お客様の希望しない免除申請を希望していないにもかかわらず、免除申請書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を案内する際、お客様の希望しない免除申請を希望していないにもかかわらず、免除申請書を受付していたことが判明しました。	1名	なし	0
52			福岡	東福岡	2019年11月11日	2020年3月5日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際、不要な添付書類を案内し、添付書類が用意できるまでは納付するよう案内していたため、お客様の希望する期間の免除申請ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●市区町村に対して、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	過徴収	32,820
53	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	大阪	吹田	1999年1月1日	2019年4月8日	○お客様から問合せがあり、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず前納として徴収していたため、前納との差額が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	51,920
54			富山	魚津	1987年10月19日	2019年6月5日	○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	2,250
55			富山	魚津	1987年12月5日	2019年12月12日		1名	過徴収	408,950
56			富山	魚津	1987年12月25日	2020年3月13日		1名	過徴収	39,900

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
57	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	富山	魚津	1992年 4月28日	2020年 6月11日	○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	353,460
58			富山	魚津	2007年 1月22日	2020年 7月9日		1名	過徴収	4,100
59			愛知	中村	1986年 6月頃	2020年 4月16日		1名	過徴収	510,000
60			高知	高知西	2003年 3月28日	2020年 2月5日	○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認が不足し、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
61			福岡	南福岡	1997年 7月頃	2020年 3月18日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理しており、お客様がその期間を追納していたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、追納加算額を還付しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	53,350
62		説明誤り	福岡	八幡	2015年 1月29日	2020年 3月16日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、法定免除該当者であるにもかかわらず、任意加入の案内をし、お客様が納付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	108,110
63	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	説明誤り	新潟	三条	2020年 1月頃	2020年 3月16日	○お客様から問合せがあり、口座振替の停止を案内をする際、資金不足であれば口座振替されないと案内し、翌月末に再振替される旨の案内を漏らしたため、お客様の希望しない口座振替がされていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、口座振替の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
64	国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2018年 8月24日	2019年 11月1日	○お客様から問合せがあり、クレジットカード納付申出書を処理する際の確認が不足し、処理手順を誤ったため、クレジットカードによる納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、クレジットカード納付申出書の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
65		入力誤り	本部	国民年金部	2020年 5月18日	2020年 6月12日	○お客様から問合せがあり、委託業者においてクレジットカード納付申出書を入力する際に、本来2年前納と入力すべきところ6カ月前納と入力したため、2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
66	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	沖縄	石垣	2020年 4月6日	2020年 4月30日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、お客様が前納を希望していたにもかかわらず、前納希望の旨を年金事務所へ連絡していなかったため、前納納付書が作成されず、お客様の希望する月からの前納できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、前納希望の場合、年金事務所へ連絡することを徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
67	国民年金保険料納付書の誤り	入力誤り	香川	高松広域事務センター	2019年 9月4日	2019年 11月26日	○お客様から問合せがあり、委託業者において国民年金の納付記録の登録処理を行う際、誤って別人に納付記録を登録していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、納付記録登録の際の確認を徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
68		説明誤り	大阪	平野	2020年 4月9日	2020年 6月15日	○お客様から問合せがあり、納付書作成時の確認不足により、納付書発行依頼を受けたにもかかわらず、一部期間の納付書の作成を漏らしたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,340
69	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	茨城	土浦	2019年 3月20日	2020年 6月25日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、過誤納が発生し、過去の未納期間に充当すべきところ、誤って還付していたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、還付処理を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	15,250
70	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	宮城	仙台東	2020年 5月18日	2020年 6月4日	○機構本部から連絡があり、国民年金免除勧奨を行う際の確認が不足し、誤った年度の記載された国民年金保険料免除・納付猶予申請書を作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、免除勧奨時の年度の確認を徹底するよう周知しました。	556名	なし	0
71	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	神奈川	事務センター	2019年 10月15日	2020年 6月29日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において国民年金保険料追納申込書の受付処理を行う際の確認が不足し、別の届書の添付書類として受付登録を行ったため、処理がもれていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●委託業者に対し適切な書類の管理を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
72		受理後の書類管理誤り	埼玉	川越	2020年 4月30日	2020年 5月27日	○担当部署で確認したところ、書類の管理不足により、国民年金保険料口座振替納付申出書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度申請書を提出していただきました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
73	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	大阪	枚方	2010年 3月24日	2019年 12月4日	○担当部署において確認したところ、合算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,248,350
74			鹿児島	鹿屋	2020年 4月16日	2020年 5月1日	○機構本部から連絡があり、合算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	190,103
75			兵庫	明石	2003年 8月28日	2019年 12月11日	○未支給年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	319,294
76		説明誤り	栃木	大田原	2011年 11月4日	2020年 2月7日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	578,848
77			埼玉	大宮	2020年 10月1日	2020年 10月21日	○担当部署において確認したところ、委託社会保険労務士による障害者特例要件の確認不足から、老齢年金の障害者特例の請求ができない方に対し、請求ができると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
78	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	豊中	2017年 1月19日	2018年 12月14日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、年金決定時に厚生年金期間の登録を誤ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	170,339
79			神奈川	厚木	1999年 6月10日	2020年 8月24日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、年金決定時に厚生年金期間の登録を誤ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	43,421
80			埼玉	大宮	2000年 8月31日	2020年 2月25日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に標準報酬月額を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	146,451

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
81	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2020年 1月21日	2020年 2月21日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、年金決定時に標準報酬月額 の登録を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支 払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	488
82			神奈川	平塚	2006年 2月17日	2020年 6月29日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、年金額の計算の基礎とな る厚生年金期間に脱退手当金の支給済期間を含めて老齢年金を決定したため、年金が過 払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返 納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,221,467
83			滋賀	彦根	1991年 3月26日	2018年 12月5日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、 免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年 金が増額となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返 納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	134,334
84	再裁定の誤り	確認・決定誤り	群馬	前橋	1992年 2月頃	2020年 1月15日	○未支給年金請求時の記録確認により、記録訂正に伴い再裁定を行った際に振替加算の 加算が漏れたため、再裁定前に加算されていた振替加算が加算されず振替加算が未払いと なっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支 払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,414,748
85	在職時の年金の支給 停止の誤り	確認・決定誤り	大分	日田	2019年 12月5日	2020年 7月1日	○担当部署において確認したところ、市町村議会議員であることの確認不足から届出の勤奨 を漏らしていたことにより、年金の在職支給停止が正しく行われず、年金が増額されてい ることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。議員報酬の届出を提出いただき、過払い の年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、届出勤奨を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	5,555
86	老齢年金の繰上げの 誤り	確認・決定誤り	広島	福山	2020年 6月25日	2020年 8月5日	○担当部署において確認したところ、年金受給状況の確認不足から、共済期間がある方の 一部繰上げ請求の老齢基礎年金決定時に、共済組合が支給する年金の登録を漏らしてい たことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の初回支払日 前に訂正を行ったため、年金の未払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金の繰上げ請求があった際は、年金受給状況の確認を徹底するよ う周知しました。	1名	なし	0
87		入力誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2020年 6月1日	2020年 8月18日	○お客様から問合せがあり、受付年月日の確認不足から、年金請求書の処理時に委託業者 が誤った日付で繰上げ請求の入力を行ったため、お客様の意向と異なる月から繰上げ支給 を開始し年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支 払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう指 導しました。	1名	未払い	202,452

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
88	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	千葉	木更津	2020年 7月2日	2020年 8月18日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢基礎年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	96,328
89			岡山	倉敷西	2020年 5月13日	2020年 8月13日	○機構本部から連絡があり、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢基礎年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	60,527
90		説明誤り	北海道	小樽	2020年 3月6日	2020年 5月18日	○お客様から問合せがあり、年金見込額試算時の確認不足から、繰下げ支給を希望している方に対し、繰下げした場合の年金見込額を誤った時点の年金見込額で説明したため、お客様が誤認し本来の希望とは異なる時点で繰下げの申出をしたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金見込額試算時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	848,208
91			東京	武蔵野	2019年 12月17日	2020年 8月27日	○お客様から問合せがあり、必要書類の確認不足から、お客様が老齢年金の繰下げ請求を希望していないにもかかわらず、窓口で誤って繰下げ請求書をお客様へ案内し受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求時の届書について再確認しました。	1名	未払い	829,422
92	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	青森	むつ	2020年 3月16日	2020年 5月19日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間を誤って登録したため、遺族厚生年金に加算される経過的寡婦加算が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	181,176
93			山形	山形	2020年 8月27日	2020年 9月15日	○事務センターから連絡があり、戸籍謄本等に記載の死亡年月日の確認不足から、遺族年金の受給権発生年月日を誤って決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	20,640

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
94	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	岩手	花巻	2018年 6月12日	2020年 1月31日	○年金相談時の記録確認により、受給要件の確認不足から、委託社会保険労務士が遺族基礎年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族基礎年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	1,859,873
95			熊本	本渡	2020年 4月21日	2020年 6月12日	○機構本部から連絡があり、受給要件の確認不足から、短期要件の遺族厚生年金を決定すべきところ、誤って長期要件の遺族厚生年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,664
96		説明誤り	京都	上京	2008年 10月3日	2019年 6月20日	○お客様から問合せがあり、受給要件の確認不足から、遺族基礎年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族基礎年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,658,741
97	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害 年金センター	2019年 3月28日	2020年 9月1日	○担当部署において確認したところ、障害年金審査時の確認不足から、障害等級1級の障害年金を決定すべきところ、2級の障害年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	341,445
98			本部	障害 年金センター	2019年 12月13日	2020年 1月22日	○担当部署において確認したところ、障害状態確認届処理時の確認不足から、障害年金が支給停止とならないにもかかわらず支給停止の処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害状態確認届の処理を行う際には確認を徹底するよう周知しました。	11名	未払い	716,119
99			本部	障害 年金センター	2019年 7月11日	2020年 1月15日	○担当部署において確認したところ、障害状態の確認不足から、障害厚生年金について併合改定に該当しないにもかかわらず、障害等級2級から1級へ併合改定していたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、障害認定時の障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	220,316
100		説明誤り	愛媛	今治	2020年 5月25日	2020年 10月9日	○担当部署において確認したところ、納付要件の確認不足から、委託社会保険労務士が本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
101	障害年金の受給要件等の誤り	説明誤り	北海道	札幌東	2020年 5月21日	2020年 9月25日	○担当部署において確認したところ、年金相談時における受給要件の確認不足から、本来請求できない障害基礎年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
102	年金の支払対象期間の誤り	確認・決定誤り	埼玉	大宮	2020年 3月19日	2020年 7月10日	○機構本部から連絡があり、事務処理手順の確認不足から、年金請求の遅延のため、時効消滅により5年以上前の期間にかかる年金の支払いを行わない方に対し、誤って5年以上前の分を支払う決定をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の初回支払前であったため、年金の過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の事務処理手順を再確認しました。	1名	なし	0
103	加給年金の誤り	入力誤り	兵庫	事務センター	2017年 6月23日	2020年 8月11日	○年金事務所から連絡があり、年金請求書の記載内容の確認不足から、委託業者が老齢年金決定時に子の入力をもらしたため、子の加算額が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	18,742
104	配偶者情報の登録誤り	確認・決定誤り	大阪	堺東	2008年 2月17日	2020年 1月21日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の確認不足から、配偶者情報の登録を正しく行わなかったため振替加算の加算が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に配偶者情報の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	855,221
105	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	岡山	津山	2019年 9月26日	2020年 8月12日	○お客様から問合せがあり、年金受給状況の確認不足から、未支給年金請求書を受付する際、共済組合が支給する年金を受給している場合は、機構における処理だけでなく共済組合へ回付する必要があるところ、回付が漏れていたため、共済組合において未支給年金の処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ未支給年金請求書を回付しました。 ●担当部署において、共済組合が支給する年金を受給している場合の届書の取扱いについて再確認しました。	1名	なし	0
106	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	大分	佐伯	1964年 6月26日	2019年 10月16日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、脱退手当金決定時に厚生年金被保険者期間の月数の登録を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,649
107	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋西	2020年 1月23日	2020年 8月5日	○お客様から問合せがあり、届書処理時の確認不足から、年金受給権者受取機関変更届の提出があったにもかかわらず処理不要として扱ったため、年金受給権者受取機関変更届の処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
108	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	静岡	浜松東	2020年 3月18日	2020年 6月18日	○お客様から問合せがあり、届書処理時の確認不足から、年金受給権者受取機関変更届の提出があったにもかかわらず処理不要として扱ったため、年金受給権者受取機関変更届の処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	77,304
109			富山	砺波	2020年 6月25日	2020年 8月27日	○事務センターから連絡があり、年金請求書の記載内容の確認不足から、委託社会保険労務士が振込先口座番号の確認を誤り、誤った口座番号の登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	17,550
110	年金生活者支援給付金の誤り	説明誤り	奈良	奈良	2019年 1月31日	2020年 4月8日	○お客様から問合せがあり、コールセンターにおける年金相談時の確認不足から、障害共済年金を受給しているにもかかわらず、年金生活者支援給付金の提出を案内しなかったため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●コールセンターの委託業者に対し、給付金の要件について再確認するよう指導しました。	1名	未払い	35,030
111			愛知	名古屋西	2019年 12月24日	2020年 6月5日	○市区町村から連絡があり、市区町村の年金相談時の確認不足から、障害給付受給権者支給停止事由消滅届を受付する際に年金生活者支援給付金の提出を案内しなかったため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、年金相談時には給付金の要件の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未払い	45,180
112			香川	高松東	2019年 9月9日	2020年 3月9日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、選択申出書を提出する際に年金生活者支援給付金の提出を案内しなかったため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には給付金の要件の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	50,000
113	特別一時金の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2020年 7月29日	2020年 8月26日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、特別一時金決定時に国民年金保険料を追納した月数を誤って登録したため、特別一時金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの特別一時金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	28,500
114	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	本部	年金給付部	2020年 8月頃	2020年 9月14日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足から、委託業者が他のお客様に送付すべき障害状態確認届(診断書)の提出期限の延長に関するお知らせを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した障害状態確認届(診断書)の提出期限の延長に関するお知らせを回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入封緘時のチェックを徹底するよう指導しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
115	年金給付関係書類の 交付誤り	誤送付・誤送信	神奈川	藤沢	2020年 10月14日	2020年 10月19日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足により、他のお客様の被保険者記録照会回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した被保険者記録照会回答票を回収しました。 ●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
116			大阪	吹田	2020年 9月11日	2020年 9月14日	○担当部署において確認したところ、年金相談センターにおいて、年金相談時の確認不足から、他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●年金相談センターにおいて、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
117	年金給付関係書類の 管理誤り	未処理・処理遅延	茨城	土浦	2015年 12月頃	2019年 1月23日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、未支給年金請求書等を未処理のまま保管していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	10名	未払い	3,464,529
118			東京	中央	2019年 10月7日	2020年 9月14日	○お客様から問合せがあり、届書の進捗管理不足から、年金受給権者受取機関変更届を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金受給権者受取機関変更届の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
119			鹿児島	鹿児島北	2019年 5月22日	2020年 1月20日	○市区町村から連絡があり、書類の管理不足から、市区町村が年金請求書を未処理のまま保管し年金事務所へ送付しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	未払い	539,140
120		受理後の書類管理誤り	本部	障害 年金センター	2020年 3月31日	2020年 6月23日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、年金額仮計算書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。なお、年金の支払いに遅れは生じませんでした。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

システム事故等一覧

項番	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	国民年金保険料継続免除 審査誤り	2020年8月3日	2020年9月3日	○国民年金保険料の継続免除について、継続免除の審査の結果免除が承認されたお客様から、国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書の提出があった場合は取消処理を行うが、継続免除対象者の抽出条件に誤りがあり、取消処理を行ったお客様も再度継続免除対象者として抽出され、免除が承認されたため、誤って還付請求書が送付されていたことが判明しました。 ●該当するお客様について、お詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って送付された還付請求書を回収しました。 ●継続免除に係る仕様についてシステム改修を実施しました。 ●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。	1名	なし	0

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ ※平成29年9月公表済みのものと同種の事案
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体(JT、JR、NTT)「三共済」についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。 ○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 ○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。 ○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 ○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 ○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。 ○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。 ○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。 ○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的に行っている。 ○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 ○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。 ○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。 ○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。 ○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。 ○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。 ○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。 ○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。 ○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。 ○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。 ○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	○既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。 ○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。 ○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。 ○項番41にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	○被用者年金の加入期間が20年以上ある方が亡くなった場合であって、受給権者(女性)の年齢が65歳に達していない場合は、遺族年金に寡婦加算が加算される。 ○厚生年金と共済年金の加入期間がそれぞれ20年以上ある場合、被用者年金一元化前は遺族厚生年金に加算を行っていたが、被用者年金一元化後は、加入期間を比較して長い方の年金に加算することとなった。 ○機構又は共済組合が支給する遺族厚生年金のどちらに加算を行うかについては、年金の裁定時に共済情報連携システムを介してそれぞれの制度の加入月数の情報交換を行うことにより、システムの長短を比較し判定している。 ○共済組合から支給される年金であっても、一元化後であれば遺族厚生年金として受給権が発生するが、共済組合期間に恩給期間が含まれる場合は遺族共済年金として決定することとなっている。この場合、共済情報連携システムで情報交換を行う際に「遺族共済年金」として照会をかけるべきところ、誤って「遺族厚生年金」として照会したため、遺族共済年金の加入期間に関する情報が得られず、誤って厚生年金に長く加入したものと判定された。 ○そのため、遺族共済年金で加算すべき寡婦加算額が遺族厚生年金に加算され、遺族厚生年金に過払いが生じた。

※夫と妻が逆の場合も同様です。